

**建築基準法等に基づく告示の一部改正について**

大規模倉庫で発生した火災への対応や、窓の防火設備としての告示仕様化へのニーズの高まりなど、最近の社会情勢を受け、建築基準法及び同法施行令に基づく告示の改正が行われています。

本資料では、平成 31 年に改正された告示のうち主なものについて、その概要をまとめています。

**○改正の概要****(1) 大規模倉庫における防火対策の見直し（平成 30 年 3 月 27 日公布・平成 31 年 4 月 1 日施行）**

大規模な倉庫において平成 29 年に発生した火災では、延焼が拡大し、その消火に長時間を要することとなった。このことを受け、倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 m<sup>2</sup>以上の建築物で、当該用途に供する部分の防火区画に用いる防火設備に火災情報信号を発信する感知器<sup>※</sup>を設ける場合は、その電気配線が以下のいずれかに定めるものであることとされた。

- ① 感知器に接続する部分に、耐熱性を有する材料で被覆することその他の短絡を有効に防止する措置を講じたもの
- ② 短絡した場合にあっても、その影響が床面積 3,000 m<sup>2</sup>以内の防火区画された部分以外の部分に及ばないように断路器その他これに類するものを設けたもの

※ スプリンクラー設備等で自動式のを設けた部分に設けるものを除く。

【防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件〔昭和 48 年建設省告示第 2563 号〕】（建築基準法施行令第 112 条第 13 項第一号関係）

**(2) 防火設備としての例示仕様の追加（平成 31 年 3 月 29 日公布・施行）**

使用できる枠の種類として、住宅等に一般的に使用されるアルミニウム合金製（屋内側が樹脂で造られたものを含む。）のものや、断熱性に配慮した樹脂製や木製のものが新たに位置付けられた。また、ガラスの種類についても、耐熱強化ガラスや複層ガラスなどが位置付けられた。

注) 新たに告示に位置付けられた枠及びガラスの使用にあたっては、窓の開閉形式をはめごろしとし、かつ、当該枠及びガラスの種類の組み合わせに応じた寸法の開口部に設置することが必要となる。

【防火設備の構造方法を定める件〔平成 12 年建設省告示第 1360 号〕】（建築基準法第 2 条第九号の二ロ等関係）

**(3) 積雪荷重の強化（平成 30 年 1 月 15 日公布・平成 31 年 1 月 15 日施行）**

平成 26 年に関東甲信地方を中心とした大雪の直後に雨が降ったことにより、体育館などの勾配の緩い大きな屋根が崩落するなどの被害が発生した。この対応として、以下のいずれにも該当する建築物は、積雪後の降雨を見込んで割り増した積雪荷重により構造計算を行うこととされた。

- ① 特定行政庁が指定する多雪区域以外の区域（垂直積雪量が 15cm 以上である区域に限る。）にある建築物
- ② 勾配が 15 度以下で、かつ、最上端から最下端までの水平投影の長さが 10m 以上の屋根を有する建築物（屋根版が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものを除く。）

【保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件〔平成 19 年国土交通省告示第 594 号〕】（建築基準法施行令第 82 条第一号関係）

詳細に関しては、[国土交通省のウェブサイト等にて各自ご確認をお願いいたします。](#)

以上